

留萌市地域公共交通活性化協議会のこれまでの取り組み

1 留萌市地域公共交通活性化協議会の設置について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、協議会が地域公共交通総合連携計画の策定、同計画に基づく事業の実現のために、地域におけるバス、タクシー等の公共交通利用促進等多様な取り組みを協議するため、平成 21 年 3 月に設置。これ以降、各種アンケート調査や交通空白地域の試験運行等を経て平成 22 年 3 月に留萌市地域公共交通総合連携計画を策定。

【協議会開催状況】

平成 21 年 3 月	第 1 回協議会開催 ・設立総会
平成 21 年 7 月	第 2 回協議会開催 ・留萌市地域公共交通総合連携計画業務委託内容について など
平成 21 年 8 月	第 3 回協議会開催 ・留萌市地域公共交通総合連携計画業務委託業者の決定について など
平成 21 年 12 月	第 4 回協議会開催 ・留萌市地域公共交通総合連携計画策定に伴う各種調査結果など
平成 22 年 2 月	第 5 回協議会開催 ・留萌市地域公共交通総合連携計画（素案）について など
平成 22 年 3 月	第 6 回協議会開催 ・パブリックコメントの結果について など
平成 22 年 4 月	第 7 回協議会開催 ・平成 21 年事業報告及び平成 22 年度事業計画について など
平成 22 年 9 月	第 8 回協議会開催 ・公共交通空白地域実証運行について など
平成 23～27 年	第 9 回～第 15 回協議会開催 ・前年度事業報告及び次年度事業計画について など

2 留萌市地域公共交通活性化協議会の再編について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和 2 年度 6 月に改正され、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化され、計画の中にまちづくりと連携した地域公共交通ネットワーク形成が盛り込まれるなか、市としても、改めて公共交通の課題を洗い出し、まちづくりと一体となった新たな法定計画の策定に向けて協議していくため、協議会を再編するもの。